

議案第12号

損害賠償額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

1 事案概要

住民基本台帳事務において、支援措置申出者の現住所が記載された戸籍の附票を令和5年1月下旬に加害者に交付したことにより、被害者である相手方に損害を与えた。

2 相手方

住民基本台帳事務における支援措置申出者

3 損害賠償額

750,000円

4 決定条件

- (1) 市は、相手方に対し、上記3の自己責任額を支払う。
- (2) 市と相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いては一切の債権債務がない。